

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

(注) 平成29年6月22日開催の第92回定時株主総会において、株式併合に関する議案(当社株式10株を1株に併合)が原案どおり承認可決されており、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって、発行可能株式総数は、600,000,000株となる。

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年6月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,373,647,813	3,373,647,813	東京、名古屋、福岡、 札幌各証券取引所 (東京、名古屋は市場第 一部)	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 1,000株である。(注)1
計	3,373,647,813	3,373,647,813	—	—

(注) 1. 「1 株式等の状況」における「普通株式」は、上表に記載の内容の株式をいう。

2. 平成29年3月30日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、定款に定める単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議した。これは、平成29年6月22日開催の第92回定時株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としていたが、同株主総会において同議案が原案どおり承認可決されたため、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって、単元株式数は変更される。

#### (2)【新株予約権等の状況】

当社は、ストックオプションの付与を目的として取締役及び執行役員(元執行役員を含む)に対して新株予約権を発行している。

当該新株予約権の内容は次のとおりである。

①平成18年6月28日開催の定時株主総会決議及び平成18年7月31日開催の取締役会決議に基づき、平成18年8月17日に発行した新株予約権（第4回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	132個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	132,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年8月18日から 平成48年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

②平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成19年7月31日開催の取締役会決議に基づき、平成19年8月16日に発行した新株予約権（第5回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	104個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	104,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月17日から 平成49年8月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

③平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成20年7月31日開催の取締役会決議に基づき、平成20年8月18日に発行した新株予約権（第6回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	373個	348個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	373,000株	348,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月19日から 平成50年8月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

④平成21年2月5日開催の取締役会決議に基づき、平成21年2月20日に発行した新株予約権（第7回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	23個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	23,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年2月21日から 平成51年2月20日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

⑤平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成21年7月31日開催の取締役会決議に基づき、平成21年8月17日に発行した新株予約権（第8回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	655個	620個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	655,000株	620,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月18日から 平成51年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

⑥平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成22年7月30日開催の取締役会決議に基づき、平成22年8月17日に発行した新株予約権（第9回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	903個	880個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	903,000株	880,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月18日から 平成52年8月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

⑦平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成23年11月30日開催の取締役会決議に基づき、平成23年12月15日に発行した新株予約権（第10回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	949個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	949,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年12月16日から 平成53年12月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

⑧平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成24年7月31日開催の取締役会決議に基づき、平成24年8月16日に発行した新株予約権（第11回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,303個	1,290個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,303,000株	1,290,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月17日から 平成54年8月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

⑨平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成25年7月31日開催の取締役会決議に基づき、平成25年8月19日に発行した新株予約権（第12回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	759個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	759,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月20日から 平成55年8月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

⑩平成25年11月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年12月13日に発行した新株予約権（第13回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	41個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	41,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年12月14日から 平成55年12月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

⑪平成19年6月27日開催の定時株主総会決議及び平成26年7月31日開催の取締役会決議に基づき、平成26年8月18日に発行した新株予約権（第15回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,328個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,328,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月19日から 平成56年8月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

⑫平成27年4月23日開催の取締役会決議に基づき、平成27年5月11日に発行した新株予約権（第16回新株予約権）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	42個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	42,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年5月12日から 平成57年5月11日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 1	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた対象者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

ただし、この場合、以下①又は②に掲げる新株予約権の新株予約権者は、それぞれに定める期間内に限り、それぞれの新株予約権を行使することができる。

①第4回新株予約権～第13回新株予約権

地位を喪失した日の翌日から10年を経過する日までの間

②第15回新株予約権～第16回新株予約権

地位を喪失した日の翌日から1年経過した日以降、10年を経過する日までの間

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、以下に定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権が交付される場合を除く。

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(4) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

(6) 新株予約権の第三者への譲渡、質入その他一切の処分は、当社取締役会の承認のある場合を除き、これを認めないものとする。

(7) その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数は、残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

(4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間は、上記表中「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項は、残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件は、上記(注)1に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。



## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成13年4月1日～ 平成14年3月31日	620	3,373,647	153	265,608	153	203,536

(注) 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の増加分は転換社債の株式転換による。

なお、平成14年4月1日以降、発行済株式総数、資本金及び資本準備金に変動はない。

## (6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	209	75	2,305	707	103	263,728	267,127	—
所有株式 (単元)	—	1,054,695	85,776	295,762	991,155	287	938,000	3,365,675	7,972,813
所有株式数 の割合(%)	—	31.33	2.54	8.79	29.44	0.00	27.86	100	—

(注) 1. 自己株式は9,694,094株であり、「個人その他」の欄に9,694単元及び「単元未満株式の状況」の欄に94株を含めて記載している。

2. 「その他の法人」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が16単元含まれている。

## (7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	170,156	5.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	146,123	4.33
野村信託銀行株式会社(退職給付信託三菱 東京UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	105,263	3.12
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株 式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	80,022	2.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	61,577	1.82
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	48,495	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	45,662	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口7)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	45,238	1.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口2)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	45,143	1.33
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀 行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	37,168	1.10
計	—	784,849	23.26

(注) 1. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成29年3月6日付で株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を共同保有者とする大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出され、公衆の縦覧に供されている。

しかしながら、当社としては、平成29年3月31日現在の当該法人の実質所有株式数を完全に確認できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載している。

なお、当該変更報告書による平成29年2月27日現在の株式所有状況は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	105,263	3.12
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	118,845	3.52
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	13,440	0.40
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	8,440	0.25
計	—	245,988	7.29

(注) 2. 三井住友信託銀行株式会社から、平成29年3月22日付で三井住友信託銀行株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社を共同保有者とする大量保有報告書の変更報告書が関東財務局長に提出され、公衆の縦覧に供されている。

しかしながら、当社としては、平成29年3月31日現在の当該法人の実質所有株式数を完全に確認できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載している。

なお、当該変更報告書による平成29年3月15日現在の株式所有状況は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	102,359	3.03
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	6,289	0.19
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	45,802	1.36
計	—	154,450	4.58

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,694,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 270,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,355,711,000	3,355,711	—
単元未満株式	普通株式 7,972,813	—	—
発行済株式総数	3,373,647,813	—	—
総株主の議決権	—	3,355,711	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、以下の株式が含まれている。

㈱証券保管振替機構 16,000株 (16個)

役員報酬BIP信託Ⅰ 1,061,000株 (1,061個)

役員報酬BIP信託Ⅱ 4,258,000株 (4,258個)

2. 株主名簿上当社が発行済株式総数の4分の1以上所有している会社の名義となっているものの、実質的には当該会社が所有していない株式が3,141株あり、「完全議決権株式 (その他)」欄に3,000株 (議決権3個) 及び「単元未満株式」欄に141株を含めて記載している。

3. 「単元未満株式」欄には以下の自己株式及び相互保有株式が含まれている。

当社所有 94株

㈱東北機械製作所 500株

## ② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
(自己保有株式) 三菱重工業㈱	東京都港区港南二丁目16番5号	9,694,000	0	9,694,000	0.28
(相互保有株式) 日本建設工業㈱	東京都中央区月島四丁目12番5号	100,000	0	100,000	0.00
㈱東北機械製作所	秋田市茨島一丁目2番3号	2,000	0	2,000	0.00
㈱菱友システムズ	東京都港区高輪二丁目19番13号	40,000	0	40,000	0.00
長菱ハイテック㈱	長崎県諫早市貝津町2165番地	3,000	0	3,000	0.00
神戸発動機㈱	兵庫県明石市二見町南二見1番地	125,000	0	125,000	0.00
計	—	9,964,000	0	9,964,000	0.29

(注) 1. 「自己保有株式」欄には株式付与ESOP信託、役員報酬BIP信託Ⅰ及び役員報酬BIP信託Ⅱが所有している株式は含まれていない。

2. 株主名簿上当社が発行済株式総数の4分の1以上所有している会社の名義となっているものの、実質的には当該会社が所有していない株式が3,141株あり、上記①の「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に3,000株(議決権3個)及び「単元未満株式」欄に141株を含めて記載しており、上記②の「自己株式等」の「相互保有株式」欄には含めていない。
3. 神戸発動機(株)は平成29年4月1日付で(株)ジャパンエンジンコーポレーションに商号を変更している。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、取締役及び執行役員（元執行役員を含む）に対して新株予約権を付与する決議を行っている。当該決議に係るストックオプション制度の内容は次のとおりである。

①平成18年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成18年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役15名及び執行役員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

②平成19年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成19年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役14名及び執行役員16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

③平成20年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成20年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役16名及び執行役員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

## ④平成21年2月5日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成21年2月5日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

## ⑤平成21年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成21年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役16名及び執行役員17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

## ⑥平成22年7月30日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成22年7月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役15名及び執行役員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

⑦平成23年11月30日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成23年11月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役16名及び執行役員22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

⑧平成24年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成24年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役16名及び執行役員24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

⑨平成25年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成25年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役16名及び執行役員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり



⑩平成25年11月28日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成25年11月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

⑪平成26年7月31日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成26年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役9名、執行役員27名及び元執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

⑫平成27年4月23日開催の当社取締役会において決議されたストックオプション制度

決議年月日	平成27年4月23日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

ア. 幹部級管理職に対する株式交付制度

当社は、当社グループ全体の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社及び当社の主要グループ会社の経営の中核を担う重要ポストに就く幹部級管理職（以下「管理職」という。）を対象とした株式交付制度（以下「管理職向け制度」という。）を平成27年度より導入している。

(ア) 管理職向け制度の概要

- ・管理職向け制度は、管理職に対して、毎年、業績等に応じて株式交付ポイントが付与され、当該株式交付ポイント数に応じた当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付又は給付（以下「交付等」という。）する制度である。
- ・管理職向け制度の導入により、管理職は当社株式の株価上昇による経済的な利益を享受することができるため、株価を意識した業務遂行が促されるとともに、勤労意欲を高める効果が期待できる。
- ・管理職向け制度の導入にあたっては、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託と称される仕組みを採用する。管理職向け制度の具体的な内容は以下のとおり。

管理職向け制度の具体的な内容

① 制度対象者	当社及び当社の主要グループ会社の経営の中核を担う重要ポストに就く幹部級管理職
② 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
③ 信託目的	上記①の制度対象者に対するインセンティブの付与
④ 委託者	当社
⑤ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑥ 受益者	上記①の制度対象者のうち受益者要件を満たす者
⑦ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑧ 信託期間	平成27年8月27日～平成30年8月31日 ※信託期間の満了時に追加信託によって信託期間を延長する可能性あり。
⑨ 取得株式の種類	当社普通株式
⑩ 信託による株式の取得方法	当社（自己株式処分）又は株式市場から取得
⑪ 信託内株式の議決権行使方法	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使する。

(イ) 本信託から受益者に交付する予定の株式の総数又は総額  
396,627,000円

(ウ) 受益者の範囲

上記ア. (ア) ⑥のとおり。

イ. 役員に対する株式報酬制度

当社は、平成27年6月26日開催の第90回定時株主総会の決議を経て、当社グループ全体の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を一層高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）及び執行役員並びに当社の主要グループ会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員（以下これらを総称して「取締役等」という。）を対象とした新たな株式報酬制度（以下「役員向け制度」という。）を導入している。また、当社の主要グループ会社の取締役を対象とするものについては、それぞれの株主総会において決議、承認を得ている。

(ア) 役員向け制度の概要

- ・役員向け制度は、取締役等に対して、毎年、役位や業績等に応じた株式交付ポイントが付与され、原則として一定の据置期間経過後に、当該株式交付ポイント数に応じた当社株式等を交付等する制度である。

- ・取締役等に対して毎年の業績などに応じた当社株式等を、一定の据置期間経過後に交付等を行うことから、取締役等が中長期的な視点で株主と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づける内容となっている。
  - ・役員向け制度の導入にあたっては、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託 (以下「BIP信託」という。) と称される仕組みを採用する。
- なお、以下の各制度対象者に応じて、2つのBIP信託を設定する。

「BIP信託 I」：当社取締役

「BIP信託 II」：当社執行役員並びに当社主要グループ会社の取締役及び執行役員

役員向け制度の具体的な内容は以下のとおり。

#### 役員向け制度の具体的な内容

	BIP信託 I	BIP信託 II
① 制度対象者	当社取締役	当社執行役員並びに当社主要グループ会社の取締役及び執行役員
	※下記⑧の信託期間中、新たに制度対象者となった者も含む。	
② 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)	
③ 信託目的	上記①の各制度対象者に対するインセンティブの付与	
④ 委託者	当社	
⑤ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	
⑥ 受益者	上記①の各制度対象者のうち受益者要件を満たす者 ※一定の非違行為があった者等は受益者要件を満たさない。	
⑦ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者	
⑧ 信託期間	平成27年8月27日～平成30年8月31日 ※信託期間の満了時に追加信託によって信託期間を延長する可能性あり。	
⑨ 当社株式の交付株式数・交付時期	原則として当該株式交付ポイントの付与から3年経過後に、当該株式交付ポイント1ポイントあたり1株の割合で当社株式等の交付等を行う。ただし、制度対象者が退任等によって制度対象者でなくなる場合には、当該時点で当該制度対象者が保有する当該株式交付ポイント相当分の当社株式等の交付等を行う。	
⑩ 取得株式の種類	当社普通株式	
⑪ 信託による株式の取得方法	当社 (自己株式処分) 又は株式市場から取得	
⑫ 信託内株式の議決権行使方法	経営への中立性を確保するため、議決権は行使しないものとする。	

(イ) 本信託から受益者に交付する予定の株式の総数又は総額

4,043,793,648円

※平成28年8月2日付で対象となる当社主要グループ会社の取締役の増加を理由としてBIP信託IIに対し69,039,648円を追加信託した。

(ウ) 受益者の範囲

上記イ. (ア) ⑥のとおり。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に基づく取得（単元未満株式の買取請求）

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	27,539	12,816,877
当期間における取得自己株式	2,804	1,264,742

(注) 「当期間における取得自己株式」には平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得自己株式は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額(円)	株式数（株）	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（単元未満株式の買増請求、新株予約権の行使に伴う処分及び第三者割当による処分）	337,866	100,400,857	96,000	28,540,800
保有自己株式数	9,694,094	—	9,600,898	—

(注) 1. 当期間における「その他（単元未満株式の買増請求、新株予約権の行使に伴う処分及び第三者割当による処分）」及び「保有自己株式数」には平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの変動は反映していない。

2. 当事業年度及び当期間における保有自己株式数には、株式付与ESOP信託、役員報酬BIP信託Ⅰ及び役員報酬BIP信託Ⅱが所有している株式は含まれていない。

### 3 【配当政策】

当社は、ROE10%以上を達成しつつ、自己資本を2兆円まで増強することを計画しており、その過程においては「将来事業への投資」と「自己資本強化」とのバランスを常に考慮しながら、当面は連結配当性向30%を目処に株主還元を行うことを基本方針としている。

当社は、定款の定めにより、毎年9月30日を基準日とする中間配当金及び毎年3月31日を基準日とする期末配当金の年2回の剰余金の配当を行っており、これらの剰余金の配当を決定する機関は、中間配当金については取締役会、期末配当金については株主総会としている。

当事業年度に係る剰余金の配当については、上記の方針を踏まえ、さらには当年度の業績や当年度末の自己資本の充実を含めた財政状態等を総合的に勘案して、期末配当金を1株につき6円とし、平成28年12月に支払った中間配当金（1株につき6円）と合わせ、1株当たり12円としている。

内部留保資金については、企業体質の一層の強化及び今後の事業展開のため活用していく。

なお、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めている。

当事業年度に係る剰余金の配当は、次のとおりである。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年10月31日 取締役会決議	20,181	6.0
平成29年6月22日 定時株主総会決議	20,183	6.0

#### 4 【株価の推移】

##### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	560	765	726.60	805.00	571.40
最低(円)	288	497	530.00	349.80	366.60

(注) 株価は、(株)東京証券取引所(市場第一部)の市場相場である。

##### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	平成28年11月	平成28年12月	平成29年1月	平成29年2月	平成29年3月
最高(円)	467.70	522.00	571.40	549.60	511.60	494.10
最低(円)	410.90	405.30	517.50	508.70	436.10	438.70

(注) 株価は、(株)東京証券取引所(市場第一部)の市場相場である。

## 5 【役員 の 状 況】

男性 10名 女性 1名 (役員のうち女性の比率9.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長		大 宮 英 明	昭和21年 7月25日生	昭和44年6月 当社入社 平成11年6月 当社名古屋航空宇宙システム製作所副所長 同 13年4月 当社産業機器事業部副事業部長 同 14年4月 当社冷熱事業本部副事業本部長 同 14年6月 当社取締役、冷熱事業本部副事業本部長 同 15年4月 当社取締役、冷熱事業本部長 同 17年6月 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員、 冷熱事業本部長 同 19年4月 当社取締役(代表取締役)、副社長執行役員 同 20年4月 当社取締役社長(代表取締役) 同 25年4月 当社取締役会長(代表取締役) 同 26年6月 当社取締役会長(現職)	(注) 2	176
取締役社長 (代表取締役)	CEO※1	宮 永 俊 一	昭和23年 4月27日生	昭和47年4月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員、機械事業本部副事業本部長 同 18年5月 当社執行役員、 機械・鉄構事業本部副事業本部長 同 20年4月 当社常務執行役員、機械・鉄構事業本部長 同 20年6月 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員、 機械・鉄構事業本部長 同 23年4月 当社取締役(代表取締役)、 副社長執行役員、社長室長 同 25年4月 当社取締役社長(代表取締役) 同 26年4月 当社取締役社長(代表取締役)、CEO (現職)	(注) 2	185
取締役 常務執行役員 (代表取締役)	CFO※2、 グループ 戦略推進 室長	小 口 正 範	昭和30年 7月12日生	昭和53年4月 当社入社 平成25年4月 当社経理総括部長 同 26年1月 当社社長室企画部長 同 26年4月 当社執行役員、グループ戦略推進室長 同 27年6月 当社取締役(代表取締役)、常務執行役員、 CFO、グループ戦略推進室長(現職)	(注) 2	17
取締役 常務執行役員	CTO※3	名 山 理 介	昭和30年 1月11日生	昭和54年4月 当社入社 平成25年4月 当社執行役員、技術統括本部副本部長 同 26年4月 当社執行役員、グローバル事業推進本部長 同 27年4月 当社常務執行役員、CTO、 技術統括本部長 兼グローバル事業推進本部長 同 27年10月 当社常務執行役員、CTO 兼ドメインCEO、 エネルギー・環境ドメイン長 同 28年6月 当社取締役、常務執行役員、CTO 兼ドメインCEO、 エネルギー・環境ドメイン長 同 28年10月 当社取締役、常務執行役員、CTO(現職)	(注) 2	24

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		篠原尚之	昭和28年 2月8日生	昭和50年4月 平成18年7月 同 19年7月 同 21年7月 同 22年2月 同 22年3月 同 27年6月 同 27年7月 大蔵省入省 財務省国際局長 同省財務官 同省顧問 国際通貨基金(I MF)特別顧問 同基金副専務理事(平成27年2月まで) 当社取締役(現職) 東京大学政策ビジョン研究センター教授 (現職)	(注) 2	5
取締役		小林健	昭和24年 2月14日生	昭和46年7月 平成19年6月 同 20年6月 同 22年4月 同 22年6月 同 28年4月 同 28年6月 三菱商事(株)入社 同社取締役 常務執行役員 同社常務執行役員 同社副社長執行役員 同社取締役 社長 同社取締役会長(現職) 当社取締役(現職)	(注) 2	5
取締役 常勤監査等委員		泉澤清次	昭和32年 9月3日生	昭和56年4月 平成20年4月 同 23年4月 同 25年4月 同 25年6月 同 28年4月 同 29年6月 当社入社 当社技術本部技術企画部長 当社技術統括本部技術企画部長 三菱自動車工業(株)常務執行役員 同社取締役 当社執行役員、技術戦略推進室長 当社取締役 常勤監査等委員(現職)	(注) 3	10
取締役 常勤監査等委員		後藤敏文	昭和32年 6月10日生	昭和57年4月 平成21年10月 同 25年4月 同 26年4月 同 29年6月 当社入社 当社総務部次長 当社総務法務部次長 当社総務法務部長 当社取締役 常勤監査等委員(現職)	(注) 3	9
取締役 監査等委員		畔柳信雄	昭和16年 12月18日生	昭和40年4月 平成4年6月 同 8年4月 同 8年6月 同 13年6月 同 14年6月 同 15年6月 同 16年6月 同 17年10月 同 18年1月 同 20年4月 同 21年6月 同 22年4月 同 24年4月 同 26年4月 同 27年6月 (株)三菱銀行入行 同行取締役 (株)東京三菱銀行取締役 同行常務取締役 同行常務執行役員 同行副頭取 (株)三菱東京フィナンシャル・グループ 取締役 同社取締役社長 (株)東京三菱銀行頭取 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役社長 (株)三菱東京UFJ銀行頭取 同行取締役会長 当社監査役 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役(平成22年6月まで) (株)三菱東京UFJ銀行相談役 同行特別顧問(現職) 当社取締役 監査等委員(現職)	(注) 3	15



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員		クリスティー ナ・アメージ ャン	昭和34年 3月5日生	平成7年1月 同 13年10月 同 16年1月 同 22年4月 同 24年4月 同 24年6月 同 27年6月 コロンビア大学ビジネススクール助教授 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授 同大学大学院国際企業戦略研究科教授 同大学大学院国際企業戦略研究科研究科長 同大学大学院商学研究科教授(現職) 当社取締役 当社取締役 監査等委員(現職)	(注)3	18
取締役 監査等委員		伊東信一郎	昭和25年 12月25日生	昭和49年4月 平成15年6月 同 16年4月 同 18年4月 同 19年4月 同 21年4月 同 25年4月 同 25年6月 同 27年4月 同 27年6月 同 29年4月 全日本空輸(株)入社 同社取締役執行役員 同社常務取締役執行役員 同社専務取締役執行役員 同社代表取締役副社長執行役員 同社代表取締役社長 ANAホールディングス(株)代表取締役社長 全日本空輸(株)取締役会長(平成27年3月ま で) 当社監査役 ANAホールディングス(株)代表取締役会長 当社取締役 監査等委員(現職) ANAホールディングス(株)取締役会長 (現職)	(注)3	15
計						479

- ※1 CEO : Chief Executive Officer  
 ※2 CFO : Chief Financial Officer  
 ※3 CTO : Chief Technology Officer

- (注) 1. 取締役 篠原尚之及び小林健の各氏並びに取締役 監査等委員 畔柳信雄、クリスティーナ・アメージャン及び伊東信一郎の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役である。
2. 任期は、平成29年6月22日開催の定時株主総会における選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
3. 任期は、平成29年6月22日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。
4. 当社は、執行役員制を導入している。

(ご参考) 平成29年6月22日現在の執行役員の陣容は次のとおりである。

地位	氏名	担当業務
*取締役社長	宮永 俊一	CEO*1
副社長執行役員	安藤 健司	ドメインCEO、パワードメイン長 兼 三菱日立パワーシステムズ㈱取締役社長
副社長執行役員	木村 和明	ドメインCEO、インダストリー&社会基盤ドメイン長 兼 マーケティング&イノベーション本部長
*常務執行役員	小口 正範	CFO*2、グループ戦略推進室長
*常務執行役員	名山 理介	CTO*3
常務執行役員	廣江 睦雄	GC*4
常務執行役員	柳井 秀朗	HR担当役員*5 兼 人事労政部長
常務執行役員	長谷川 浩司	社長特命事項担当
常務執行役員	船戸 崇	社長特命事項担当 兼 神戸造船所長
常務執行役員	岡添 清	Mitsubishi Heavy Industries America, Inc. 社長 兼 PW Power Systems, Inc. 会長
常務執行役員	河相 健	アジア・パシフィック総代表 兼 インド総代表
常務執行役員	門上 英	パワードメイン原子力事業部長
常務執行役員フェロー	石井 泉	社長特命事項担当
執行役員	白岩 良浩	欧州・中東・アフリカ総代表 兼 Mitsubishi Heavy Industries France S.A.S. 社長
執行役員	青木 馨	中国総代表 兼 Mitsubishi Heavy Industries (China) Co., Ltd. (三菱重工業(中国)有限公司)総経理
執行役員	篠原 裕一	グループ戦略推進室副室長 兼 三菱航空機㈱執行役員
執行役員	三島 正彦	グループ戦略推進室事業リスク総括部長 兼 リスクソリューション室長
執行役員	加藤 博樹	経営・財務企画部長 兼 ドメイン財務総括部長
執行役員	中山 喜雄	グローバル財務部長
執行役員	川本 要次	総合研究所長
執行役員	中川 正也	ICTソリューション本部長
執行役員	細見 健太郎	パワードメイントルコ原子力IPP推進室長
執行役員	飯田 将人	パワードメイン原子力事業部副事業部長
執行役員	長谷川 守	インダストリー&社会基盤ドメイン副ドメイン長 兼 事業戦略総括部長
執行役員	藤原 久幸	インダストリー&社会基盤ドメイン副ドメイン長
執行役員	志岐 彰	インダストリー&社会基盤ドメイン副ドメイン長
執行役員	吉儀 有史	インダストリー&社会基盤ドメイン副ドメイン長 兼 製造・調達総括部長
執行役員	大倉 浩治	インダストリー&社会基盤ドメイン船舶・海洋事業部長 兼 三菱重工船舶海洋㈱取締役社長
執行役員	小林 繁久	インダストリー&社会基盤ドメインエンジニアリング本部長
執行役員	坂 洋一郎	インダストリー&社会基盤ドメインエンジニアリング本部副本部長
執行役員	船越 亮平	インダストリー&社会基盤ドメインエンジニアリング本部副本部長
執行役員	阿部 直彦	防衛・宇宙セグメント長
執行役員	廣瀬 圭介	民間機セグメント長 兼 名古屋航空宇宙システム製作所長
執行役員	丹羽 高興	民間機セグメント民間機事業部長 兼 広島製作所長
執行役員	楠本 馨	三菱重工サーマルシステムズ㈱取締役社長
執行役員フェロー	久野 哲郎	Mitsubishi Heavy Industries America, Inc. 副社長
執行役員フェロー	植田 真五	南米総代表 兼 Mitsubishi Industrias Pesadas do Brasil Ltda. 社長
執行役員フェロー	徳永 節男	技術戦略推進室長

地位	氏名	担当業務
執行役員フェロー	内田 澄生	総合研究所副所長
執行役員フェロー	石出 孝	総合研究所技師長 兼 グローバルリサーチ&イノベーションセンター長 兼 マーケティング&イノベーション本部先進デザインセンター長
執行役員フェロー	福泉 靖史	パワードメイン副ドメイン長
執行役員フェロー	鈴木 成光	パワードメイン原子力事業部調査役(東京電力ホールディングス㈱に転出)
執行役員フェロー	宮崎 正生	インダストリー&社会基盤ドメイン船舶・海洋事業部副事業部長 兼 長崎造船所長
執行役員フェロー	守田 和裕	インダストリー&社会基盤ドメインエンジニアリング本部エンジニアリング総括部長
執行役員フェロー	神納 祐一郎	防衛・宇宙セグメント技師長
執行役員フェロー	二村 幸基	防衛・宇宙セグメント技師長
執行役員フェロー	種子田 裕司	民間機セグメント技師長 兼 民間機技術統括室長
執行役員フェロー	清水 雅巳	三菱重工印刷紙工機械㈱取締役社長

- ※1 C E O : Chief Executive Officer
- ※2 C F O : Chief Financial Officer
- ※3 C T O : Chief Technology Officer
- ※4 G C : General Counsel
- ※5 HR担当役員 : Human Resources担当役員

(注) \*印の各氏は、取締役を兼務している。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ア. 基本的な考え方

当社は、社会の基盤作りを担う責任ある企業として、全てのステークホルダーに配慮した経営を行うとともに、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、継続的なコーポレート・ガバナンスの強化に努めることを基本方針としている。

当社は、この基本方針の下、経営の監督と執行の分離や社外取締役の招聘による経営監督機能の強化に取り組むなど、経営システムの革新に努め、経営の健全性・透明性の向上及び多様性と調和を重視した「日本のグローバル経営」の構築に取り組んでいる。

また、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組み及び考え方を「三菱重工コーポレート・ガバナンス・ガイドライン」として取り纏め、当社ウェブサイトにおいて公開している

(<https://www.mhi.co.jp/company/governance/pdf/governance-guideline.pdf>)。

#### イ. 各種施策の実施状況等

##### (ア) 企業統治の体制の概要

当社は、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社制度を採用している。加えて、取締役候補者の指名、取締役の解任及びその他の幹部役員の選解任に関する事項や、取締役（監査等委員である取締役を除く）その他の幹部役員の報酬等に関する事項について、取締役会における審議に先立ち、社外取締役の意見・助言を得ることを目的とした任意の会議体として、社外取締役全員と取締役社長のみにより構成される「役員指名・報酬諮問会議」を設けている。

当社の取締役会は、取締役11名（うち、監査等委員である取締役が5名）で構成され、5名（うち、監査等委員である取締役が3名）を社外から選任している。社外取締役には、業務執行部門から中立の立場で当社経営に有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、経営に対する監督機能の強化を図っており、社外取締役による監督機能をより実効的なものとするため、後述の「社外取締役の独立性基準」を満たす社外取締役の人数が取締役会全体の3分の1以上となるよう努めている。また、当社は定款の定め及び取締役会の決議に従い、法令により取締役会の専決事項として定められた事項、事業計画、取締役・チーフオフィサー・役付執行役員の選解任及び報酬、その他特に重要な個別の事業計画・投資等を除き、取締役社長への重要な業務執行の決定の委任を進めており、迅速な意思決定と機動的な業務執行を可能とするとともに、取締役会の主眼を業務執行者に対する監督に置くことを可能としている。

これらに加え、当社は、チーフオフィサー制を導入している。具体的には、取締役社長（CEO）の下に、取締役社長の責任と権限の一部を委譲されたチーフオフィサーとして、ドメインCEO（各ドメイン長）のほか、CFO及びCTOを置いている。このうち、CEOは全社的な事業戦略及び課題への取組み等を所掌し、ドメインCEOはグループ全体戦略の下で各ドメインの事業推進を統括・執行している。また、CFOは経営計画を含む財務・会計に関する業務全般、CTOは技術戦略、製品・新技術の研究・開発、ICT、バリューチェーン、マーケティング及びイノベーションに関する業務全般をそれぞれ統括・執行している。さらに、CFO及びCTOは、それぞれの所掌機能について全社に対する指揮・命令権を持つとともに、ドメインに対する支援を行う体制としている。このほか、当社はCEOの職務を補助する常設の担当役員として、GC及びHR担当役員を置いている。GCは、CEOの命を受け、経営監査、総務、法務及びグローバル拠点支援に関する業務全般を、HR担当役員は、CEOの命を受け、人事及び労政に関する業務全般をそれぞれ統括・執行している。

取締役社長（CEO）と、これらチーフオフィサー等を中心とする業務執行体制の中で、審議機関として経営会議を置き、業務執行に関する重要事項を合議制により審議することで、より適切な経営判断及び業務の執行が可能となる体制を採っている。

- (注) CEO：Chief Executive Officer  
CFO：Chief Financial Officer  
CTO：Chief Technology Officer  
GC：General Counsel  
HR：Human Resources

(イ) 内部統制システムの整備状況

当社は法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決議し、この決議に基づき内部統制システムを適切に整備・運用しており、また年1回内部統制システムの整備・運用の状況を取締役に報告している。この取締役会決議の内容は、次のとおりである。

1. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項  
監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置して専属のスタッフを配置する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
2. 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会室のスタッフは同室の専属として監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保する。
3. 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - (1) 当社の取締役等は、グループ会社に関する事項も含めて監査等委員会（又は監査等委員会が選定する監査等委員。以下同じ。）への報告や情報伝達に関しての取り決めを実施するほか、定期的な意見交換などを通じて適切な意思疎通を図るとともに、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
  - (2) グループ会社の取締役等は、第12号に定める運営要領に従って監査等委員会への報告や情報伝達を実施するほか、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
  - (3) 内部通報制度の所掌部門は、内部通報により通報された内容及びコンプライアンスに関して報告を受けた内容を監査等委員会に報告するものとする。
4. 前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
内部通報制度により通報した者に対して、通報を理由としたいかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨社規に定め、その旨を周知し適切に運用するものとする。
5. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員の職務の執行について生ずる費用の支弁に充てるため、毎年度、監査等委員会からの申請に基づき一定額の予算を確保するとともに、監査等委員からその他の費用の請求があった場合には会社法第399条の2第4項に基づき適切に処理する。
6. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員会が行う、社内関係部門及び会計監査人等との意思疎通、情報の収集や調査に対しては、実効的な監査の実施を確保するために留意する。
7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 法令を遵守し社会規範や企業倫理を重視した公正・誠実な事業活動を行うことを基本理念とし、取締役は自ら率先してその実現に努める。
  - (2) 取締役会は、取締役から付議・報告される事項についての討議を尽くし、経営の健全性と効率性の両面から監督する。また、社外役員の意見を心得て監督の客観性と有効性を高める。
8. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 文書管理の基本的事項を社規に定め、取締役の職務執行に係る情報を適切に記録し、保存・管理する。
  - (2) 上記の情報は、取締役（監査等委員を含む）が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認めるときは、いつでも閲覧できるものとする。
9. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 各種リスクを適切に管理するため、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任の明確化を図るものとする。
  - (2) リスクを定期的に評価・分析し、必要な回避策又は低減策を講じるとともに、内部監査によりその実効性及び妥当性を監査し、定期的に取り締役員及び監査等委員会に報告するものとする。
  - (3) 重大リスクが顕在化した場合に備え、緊急時に迅速かつ確かな対応ができるよう速やかにトップへ情報を伝達する手段を確保し、また各事業部門に危機管理責任者を配置する。

10. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 取締役会で事業計画を策定して、全社的な経営方針・経営目標を設定し、社長を中心とする業務執行体制で目標の達成に当たる。
  - (2) 経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌及び指揮命令系統等を社規に定める。
11. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) コンプライアンス委員会をはじめとした組織体制を整備し、社員行動指針の制定や各種研修の実施等を通じて社員の意識徹底に努める。
  - (2) 内部通報制度などコンプライアンスの実効性を高めるための仕組みを整備するほか、コンプライアンスへの取組状況について内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告する。
12. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) グループ会社社長が経営責任を担い独立企業として自主運営を行うとともに、当社グループ全体が健全で効率的な経営を行い連結業績向上に資するよう、当社とグループ会社間の管理責任体制や、グループ会社から当社へ何出又は報告すべき事項を含む運営要領を定め、グループ会社を支援・指導する。
  - (2) 当社グループ全体として業務の適正を確保し、かつグループ全体における各種リスクを適切に管理するため、コンプライアンスやリスク管理に関する諸施策はグループ会社も含めて推進し、各社の規模や特性に応じた内部統制システムを整備させるとともに、当社の管理責任部門がその状況を監査する。
  - (3) 当社及び当社グループ会社が各々の財務情報の適正性を確保し、信頼性のある財務報告を作成・開示するために必要な組織、規則等を整備する。

(ウ) 内部監査の状況

当社は、GCの傘下に経営監査部（42名）を設置し、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを、内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価により確認している。

内部監査については、経営監査部が各年度の監査を実施しているほか、各内部統制部門が自部門の所掌する業務に関して必要に応じ監査を実施している。また、経営監査部は、必要に応じ内部統制の状況について内部統制部門から定期的な報告受けあるいは情報交換を行っている。

財務報告に係る内部統制報告制度についても、金融商品取引法に則り適切な対応を図っており、平成28年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であるとの評価結果を得た。

(エ) 監査等委員会の活動の状況

当社の監査等委員会は取締役5名で構成されており、このうち過半数の3名が社外取締役である。当社は監査等委員会の活動の実効性確保のために定款において常勤の監査等委員を選定する旨を定めており、当該規定に従って監査等委員の互選により常勤の監査等委員を2名選任している。常勤の監査等委員は経営会議や事業計画会議等の重要会議に出席し、経営執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監査している。監査等委員会は、経営監査部及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受け、会計監査人の監査に立会うなどして緊密な連携を図っている。また、監査等委員会はコンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部統制部門あるいは関連部門から定期的又は個別に報告を受けている。

これら監査活動のほか、監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任等及び報酬等について、「役員指名・報酬諮問会議」に監査等委員である社外取締役3名全員が出席して意見を述べ、また常勤の監査等委員が当社取締役会及び取締役に係る基本的な枠組み・考え方や候補者選定の方針のほか、報酬体系の考え方、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、監査等委員会において報告、協議した結果、監査等委員会として、そのいずれについても会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至った旨の意見を、平成29年6月22日開催の定時株主総会において表明している。

また、監査等委員会は、平成28年度の会計監査人の報酬等について、報酬の前提となる監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部門から必要な報告を受け検証した結果、当社の会計監査を実施する上でいずれも妥当なものであると判断し、これに同意している。さらに、監査等委員会は、会計監査人について、その独立性・専門性等の確認を含む評価・選定基準を策定しており、これに基づき、現日も含む複数の監査法人を対象に検討した結果、平成29年2月2日開催の監査等委員会において、新日本有限責任監査法人に代えて、新たに有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として選任する議案の内容を決定した（なお、平成29年6月22日開催の定時株主総会決議により、同日付で新たに有限責任 あずさ監査法人が当社の会計監査人として選任されている）。

こうした監査等委員会の職務をサポートするため、監査等委員会室を設けて専属スタッフ（5名）を配置し、監査等委員会の円滑な職務遂行を支援している。

(オ) 会計監査の状況

当社は会計監査業務を新日本有限責任監査法人に委嘱しており、当社の会計監査業務を執行した公認会計士（指定有限責任社員・業務執行社員）は渡邊浩一郎、水谷洋隆及び大倉克俊の3氏であり、継続監査年数は全員が7年以内である。

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士36名、その他55名である。

会計監査人は当社のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスに関する取組み等について、担当役員と定期的に意見交換を行っている。

なお、当社は平成29年6月22日付で会計監査業務の委嘱先を新日本有限責任監査法人から有限責任 あずさ監査法人へ変更した。

(カ) 社外取締役

当社は、社内の視点に偏らない客観的な立場から経営者や行政官、あるいは学識者としての豊富な経験や幅広い見識に基づき、当社経営に対する助言と監督をいただくため、取締役11名のうち5名（うち、監査等委員である取締役が3名）を社外から選任している。

これらの社外取締役については、当社が定める「社外取締役の独立性基準」（以下に記載）を満たしていることから、全員が当社経営陣からの独立性を有していると判断し、株式会社東京証券取引所その他の国内金融商品取引所に独立役員として届け出ている。

<社外取締役の独立性基準>

当社は、株式会社東京証券取引所をはじめとした国内金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断する。

1. 現在において、次の①～⑧のいずれかに該当する者

- ① 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者
- ② 当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結総売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
- ③ 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える者又はその業務執行者
- ④ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者
- ⑤ 当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員（ただし、補助的スタッフは除く）
- ⑥ 当社から、直近事業年度において1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄附又は助成を受けている組織の業務執行者
- ⑦ 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から過去3事業年度の平均で、1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- ⑧ 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、過去3事業年度の平均で、その年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社から受けた先に所属する者（ただし、補助的スタッフは除く）

2. 過去3年間のいずれかの時点において、上記①～⑥のいずれかに該当していた者

3. 当社の社外取締役としての在任期間が通算8年を超える者

なお、社外取締役の各氏、又は各氏が役員若しくは使用人である会社等と当社との間には、以下に記載の関係が存在するが、いずれも社外取締役としての各氏の独立性に何ら影響を与えるものではないと判断している。

a. 篠原尚之氏

当社は、篠原尚之氏が教授を務める国立大学法人東京大学との間で、構造物試験の実施等の取引関係や寄附講座の開設等の寄附関係があるが、当該取引及び寄附金額は、いずれも「社外取締役の独立性基準」に規定する金額基準を超えるものではなく、また、当該取引及び寄附は、同氏の研究分野に関係するものではない。

b. 小林健氏

当社は、小林健氏が取締役会長を務め、過去において業務執行者であった三菱商事株式会社（以下「三菱商事」という）とは、社外役員の相互就任の関係にある。即ち、当社の取締役会長を務める大宮英明氏が、平成28年から三菱商事の社外取締役に就任し、また、同年から小林健氏が当社の社外取締役に就任し、現在に至っている。

当社と三菱商事との間には、機器・部品の販売や原材料の購入等の取引関係があるが、当該取引金額は、「社外取締役の独立性基準」に規定する金額基準を超えるものではない。

c. 畔柳信雄氏（監査等委員である社外取締役）

畔柳信雄氏が現在特別顧問を務め、過去において業務執行者であった株式会社三菱東京UFJ銀行は当社の取引銀行であるが、複数ある主な借入先の一つであり、「社外取締役の独立性基準」に抵触する借入先には当たらないと判断している。なお、平成28年度末時点における当社の連結借入金残高に占める同行からの借入の割合は約33%である。

d. クリスティーナ・アメージャン氏（監査等委員である社外取締役）

当社との間に特筆すべき関係はない。

e. 伊東信一郎氏（監査等委員である社外取締役）

当社は、伊東信一郎氏が過去において業務執行者であった全日本空輸株式会社との間で計測機器の校正等の取引関係があるが、当該取引金額は、「社外取締役の独立性基準」に規定する金額基準を超えるものではない。

これらの社外取締役はいずれも当社経営陣から独立した立場で、経営の監督又は監査を行っている。また、取締役会においてコンプライアンスやリスク管理等を含む内部統制システムの整備・運用状況及び内部監査結果の報告を受け、適宜意見を述べている。また、社外取締役が過半数を占める監査等委員会は、前記（エ）に記載のとおり、内部監査部門及び会計監査人と連携を取って監査を行っている。加えて、監査等委員でない社外取締役は、監査の状況等について監査等委員会から情報共有を受けている。これらにより、当社は経営の健全性・適正性の確保に努めている。

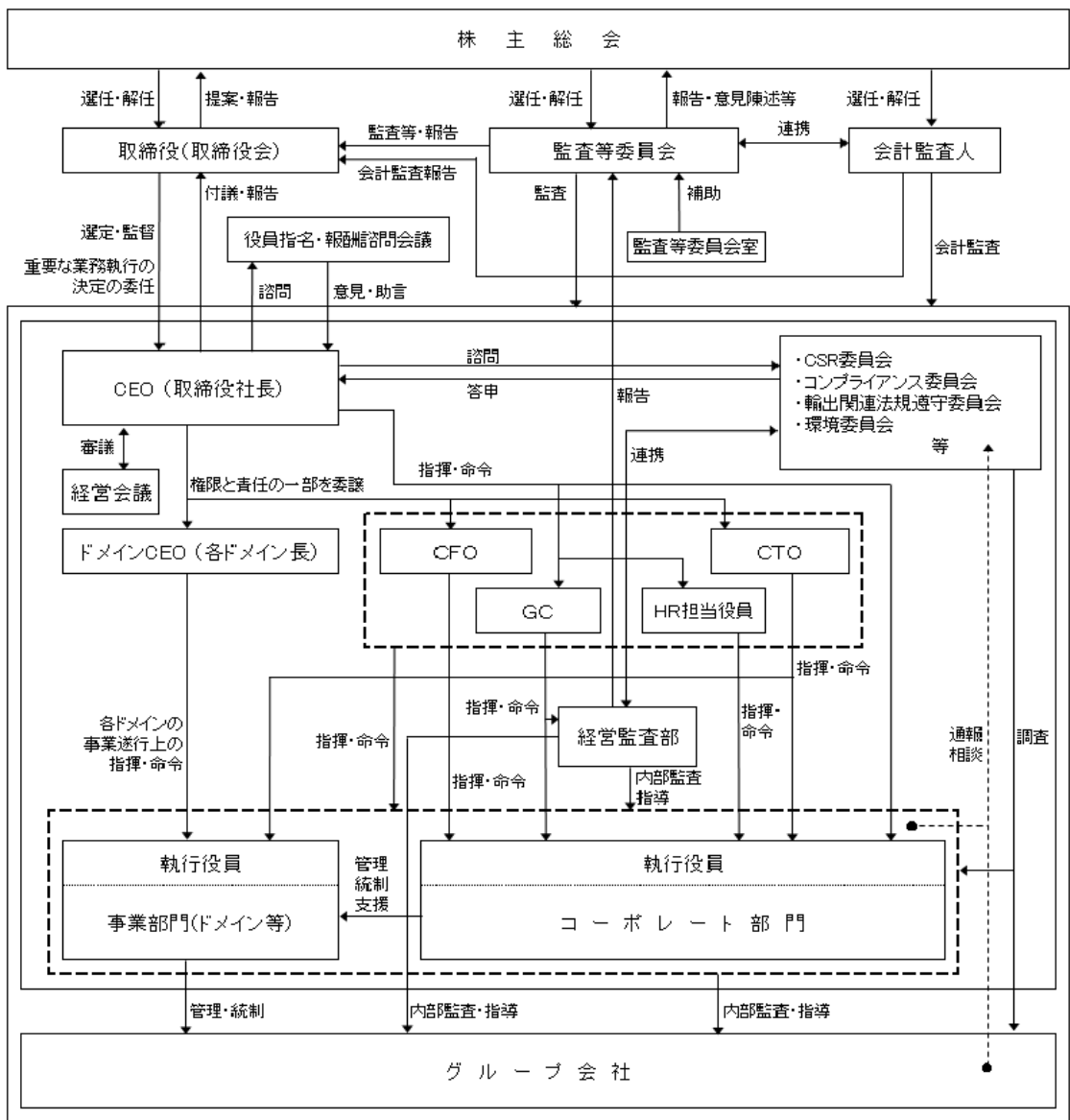
（キ）責任限定契約

当社は、社外取締役の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結している。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額である。

（ク）現状の企業統治の体制を採用する理由

当社では、これまで一貫してコーポレート・ガバナンスの質を高めるための様々な施策に取り組んできたが、当社が今後グローバル市場でメガプレイヤーと伍して競争していくためには、より迅速な意思決定による効率的・機動的な業務執行を行えるようにするとともに、業務執行者を監督する機能を更に強化することが必要となることから、社外取締役の豊富な経験や幅広い見識を活用することで取締役会の監督機能を強化するとともに、代表取締役をはじめとする業務執行取締役への権限委譲により監督と業務執行の分離を進めることができる監査等委員会設置会社制度を採用している。また、当社は、取締役候補者の指名、取締役の解任及びその他の幹部役員の選解任に関する事項や、取締役（監査等委員である取締役を除く）その他の幹部役員の報酬等に関する事項について、取締役会における審議に先立ち、社外取締役の意見・助言を得ることで透明性及び公正性をより一層向上させることを目的に、「役員指名・報酬諮問会議」を設置している。なお、当社コーポレート・ガバナンス体制についての模式図（内部統制システムの概要を含む。）は次のとおりである。





ウ. 役員の報酬等

(ア) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動型 報酬	株式報酬	
監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く)	505	242	176	87	7
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	160	160	—	—	2
社外役員	76	76	—	—	6

- (注) 1. 員数には、当事業年度中に退任した監査等委員でない取締役4人を含む。  
 2. 監査等委員でない取締役に対する一事業年度当たりの金銭報酬支給限度額は1,200百万円である。  
 (平成27年6月26日第90回定時株主総会決議)  
 3. 表の株式報酬の総額は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託 (監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く)) に対し、各取締役の役位及び当社の業績等に応じて付与された株式交付ポイントに基づき、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付又は支給する株式報酬制度) に関して、当事業年度中に総数228,000ポイント (対応する当社株式数にして228,000株相当) を付与した株式交付ポイントに係る費用計上額である。なお、監査等委員でない取締役 (社外取締

役を除く) に対して一事業年度当たり付与する株式交付ポイントの総数の上限は、500,000ポイントである。(平成27年6月26日第90回定時株主総会決議)

4. 監査等委員である取締役に対する一事業年度当たりの金銭報酬支給限度額は300百万円である。(平成27年6月26日第90回定時株主総会決議)

(イ) 連結報酬等の総額が1億円以上である役員の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の総額 (百万円)	連結報酬等の種類別の額 (百万円)		
				基本報酬	業績連動型報酬	株式報酬
大宮英明	取締役	提出会社	150	68	52	29
宮永俊一	取締役	提出会社	150	68	52	29

(注) 表の株式報酬の額は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託に関して、当事業年度中に付与した株式交付ポイントに係る費用計上額である。

(ウ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及びその決定方法

① 監査等委員でない取締役

監査等委員でない取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会で定めている。

- ・ 監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の報酬は、業績の反映及び株主との価値共有という観点から、基本報酬、業績連動型報酬及び株式報酬で構成する。

基本報酬	各取締役の役位及び職務の内容を勘案し、相応な金額を決定する。
業績連動型報酬	当年度の連結業績を踏まえ、各取締役の役位及び担当事業の業績・成果等も勘案して決定する。
株式報酬	当社グループ全体の中長期的な業績向上と企業価値の増大に対する取締役の貢献意欲を一層高めるため、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託の仕組みを活用し、各取締役の役位及び当社の業績等に応じて付与された株式交付ポイントに基づき、当社株式及び金銭を交付又は支給する。

- ・ 社外取締役には、社外の立場から客観的なご意見やご指摘をいただくことを期待しており、その立場に鑑み、基本報酬(相応な固定報酬)のみを支給する。
- ・ 報酬の水準については、他社状況等も勘案した適切なものとする。

なお、監査等委員でない取締役の報酬等の決定に関する透明性及び公正性をより一層向上させることを目的として、社外取締役と取締役社長のみにより構成される「役員指名・報酬諮問会議」を行うこととしている。当事業年度中に「役員指名・報酬諮問会議」を2回開催し、取締役社長が社外取締役に対して上記方針について説明し、社外取締役から意見・助言を得ている。

② 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、監査等委員である取締役の協議により定めている。

監査等委員である取締役の報酬は基本報酬のみとし、その役割・職務の内容を勘案し、常勤及び非常勤を区分の上、相応な固定報酬とする。ただし、常勤の監査等委員については、会社の経営状況その他を勘案して、これを減額することがある。

エ. 取締役の定員

当社は、取締役の定員を20名以内(うち、監査等委員である取締役は10名以内)とする旨、定款に定めている。

オ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨及び選任決議は累積投票によらない旨、定款に定めている。

カ. 自己株式の取得

当社は、経営状況・財産状況、その他の事情に応じて、機動的に自己の株式を取得することができるようにするため、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めている。

キ. 取締役の責任免除

当社は、取締役がその職務を行うに当たり、各人の職責を十分に果たすことができるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令が定める額を限度として、免除することができる旨、定款に定めている。

ク. 中間配当金

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨、定款に定めている。

ケ. 株主総会の特別決議要件を変更した内容及びその理由

当社は、株主総会の特別決議を適時かつ円滑に行えるようにするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う旨、定款に定めている。

コ. 株式の保有状況

(ア) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 226銘柄

貸借対照表計上額の合計額 391,878百万円

(イ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス㈱	8,444	32,088	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
三菱商事㈱	16,643	31,722	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
東海旅客鉄道㈱	1,482	29,507	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	34,480	17,981	金融取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
麒麟ホールディングス㈱	6,476	10,220	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
日本郵船㈱	41,038	8,905	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
三菱電機㈱	7,521	8,872	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
㈱ニコン	4,827	8,313	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
三菱地所㈱	3,852	8,053	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
東レ㈱	8,141	7,808	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
ジェイ エフ イー ホールディングス㈱	4,214	6,388	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
旭硝子㈱	10,227	6,300	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
東日本旅客鉄道㈱	645	6,264	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
スズキ㈱	2,037	6,135	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
三菱マテリアル㈱	19,000	6,042	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
関西電力㈱	5,995	5,975	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
東京電力㈱	8,098	5,012	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
九州電力㈱	3,975	4,257	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
㈱三菱総合研究所	1,113	3,970	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
JXホールディングス㈱	7,156	3,104	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
中部電力㈱	1,724	2,709	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三菱瓦斯化学(株)	4,413	2,674	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
三菱倉庫(株)	1,529	2,260	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
電源開発(株)	626	2,203	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
日本空港ビルデング(株)	457	1,829	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
三菱製鋼(株)	10,000	1,820	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。

みなし保有株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三菱商事(株)	32,276	61,519	議決権の行使を指図する権限を有している。
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	86,434	45,075	議決権の行使を指図する権限を有している。
三菱電機(株)	22,565	26,616	議決権の行使を指図する権限を有している。
三菱地所(株)	11,557	24,160	議決権の行使を指図する権限を有している。

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していない。

当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三菱自動車工業(株)	124,293	83,152	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
三菱商事(株)	16,643	40,035	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
東京海上ホールディングス(株)	8,444	39,654	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
東海旅客鉄道(株)	1,482	26,890	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	34,480	24,125	金融取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
麒麟ホールディングス(株)	6,476	13,604	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
三菱電機(株)	7,521	12,012	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
日本郵船(株)	41,038	9,644	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
スズキ(株)	2,037	9,417	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
旭硝子(株)	10,227	9,225	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
関西電力(株)	5,995	8,195	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東レ(株)	8,141	8,035	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
三菱地所(株)	3,852	7,820	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
(株)ニコン	4,827	7,791	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
三菱マテリアル(株)	1,900	6,403	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
東日本旅客鉄道(株)	645	6,252	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
三菱瓦斯化学(株)	2,206	5,101	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
九州電力(株)	3,975	4,714	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
ジェイ エフ イー ホールディングス(株)	2,107	4,021	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
東京電力ホールディングズ(株)	8,098	3,530	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
(株)三菱総合研究所	975	3,144	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
中部電力(株)	1,724	2,570	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
三菱製鋼(株)	10,000	2,400	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
三菱倉庫(株)	1,529	2,346	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
(株)三菱ケミカルホールディングス	2,454	2,114	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。
新日鐵住金(株)	778	1,997	取引関係の維持・強化等による企業価値向上を目的として保有している。

みなし保有株式

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三菱商事(株)	32,276	77,641	議決権の行使を指図する権限を有している。
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	86,434	60,478	議決権の行使を指図する権限を有している。
三菱電機(株)	22,565	36,037	議決権の行使を指図する権限を有している。
三菱地所(株)	11,557	23,460	議決権の行使を指図する権限を有している。

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していない。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	212	59	237	49
連結子会社	204	3	228	5
計	416	63	466	54

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度において、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngグループに対して監査証明業務を委嘱している当社の在外子会社は、前連結会計年度における同業務及びその他の業務に対する報酬として1,241百万円を支払っている。

当連結会計年度において、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Youngグループに対して監査証明業務を委嘱している当社の在外子会社は、当連結会計年度における同業務及びその他の業務に対する報酬として929百万円を支払っている。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度における当社の監査公認会計士等に対する非監査業務の内容は、国際財務報告基準の適用検討に係る助言業務その他の業務である。

当連結会計年度における当社の監査公認会計士等に対する非監査業務の内容は、国際財務報告基準の適用検討に係る助言業務その他の業務である。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、その決定方針に関しての特段の規程は定めていないが、監査計画に基づき監査日数及び監査単価の妥当性を検証し、監査等委員会の同意を得て決定している。